

令和3年度多摩市病児・病後児保育負担軽減事業補助金のお知らせ

令和元年10月1日より、幼児教育・保育無償化が実施されたことに伴い、従来、非課税世帯等に行っていた利用料助成について、支払い方法及び申請方法が変更になりました。(対象者や金額に変わりはありません)

1. 補助対象者

多摩市内に住所(住民基本台帳に記載されている)を有する保護者のうち、次のいずれかに該当する者

- (1) 生活保護世帯又は補助金の交付を受ける年度の前年度分の市町村民税が非課税である世帯
- (2) 補助金の交付を受ける年の前年(1月から3月までの病児・病後児保育の利用にあつては前々年)分の所得税が非課税である世帯

※多摩市病児・病後児保育登録承認書の「免除」欄をご確認ください

2. 補助金額

補助対象	補助金額	(免除)
生活保護世帯又は 前年度市町村民税非課税世帯	2,000円	(全額)
前年所得税非課税世帯	1,000円	(1/2)

3. 申請方法

以下の表のとおり、利用期間に応じた申請期間内に、同封の申請書兼請求書を利用施設又は多摩市役所子育て支援課へご提出ください。(多摩市役所子育て支援課宛の場合は、郵送可。)

利用期間	申請期間
令和3年4月～11月	令和3年12月6日(月曜)～12月22日(水曜)
令和3年12月～令和4年3月	令和4年4月1日(金曜)～4月13日(水曜)

※令和4年4月1日(金曜)～4月13日(水曜)の申請期間が令和3年度最終の申請期間となります。

4. 提出書類

- (1) 多摩市病児・病後児保育負担軽減事業補助金交付申請書兼請求書
- (2) 利用日ごとの利用料を支払ったことがわかる領収書の写し

5. 交付決定及び支給方法

交付決定通知書を保護者宛に郵送します。

支給方法は、申請書兼請求書に記載されている口座への振り込みとなります。

対象期間	決定・通知	支給
令和3年4月～令和3年11月	1月上旬(予定)	1月下旬(予定)
令和3年12月～令和4年3月	5月中旬(予定)	5月下旬(予定)

6. 注意事項

- ・記入は黒ボールペンを使用し、記入もれ等がないようにお願いします。
- ・間違って記入した場合は、二重線「＝」で消し訂正印を押して記入してください。なお、訂正については修正液等を使用しないでください。
- ・印鑑は、鮮明に押してください。(スタンプ印は使用不可)
- ・補助対象期間内であっても、利用料の納付が確認できない場合は、補助金の支払いができないことがあります。
- ・課税状況に変更があった場合は、「多摩市病児・病後児保育負担軽減事業補助金交付決定内容変更届出書・追加交付申請書兼請求書」を提出してください。
- ・市町村民税及び所得税が課税であることが確認できた場合は、補助金の返還をしていただきます。

7. 子どものための施設等利用給付（幼児教育・保育無償化補助）との関係について

子育てのための施設等利用給付認定を受けている方で一時保育や認可外保育施設等を利用しており、無償化の対象になる月額 37,000 円（もしくは 42,000 円）が病児・病後児保育以外の保育所の利用料等で請求・償還の手続をしてもなお、月額金額に余剰が出る場合に、病児・病後児保育の利用料として子育てのための施設等利用給付費の請求が可能となります。施設等利用給付費として請求される利用料については、補助金申請を行うことが出来ません。

<例>

条件	・0～2歳児クラスの非課税世帯で子育てのための施設等利用給付認定を受けて認可外保育施設に通所している場合								
活用される制度	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てのための施設等利用給付 ⇒ 月額 42,000円 ・多摩市病児・病後児保育負担軽減事業補助金 ⇒ 1回 2,000円 								
計算方法	<p>【保護者負担額】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">認可外保育施設保育料 40,000円</td> <td style="padding: 5px;">病児保育利用料 4,000円(2回分)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">合計 44,000円</td> </tr> </table> <p>① 子育てのための施設等利用給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設の保育料に係る子育てのための施設等利用給付対象金額は 40,000 円（給食費は施設に支払う必要あり） ・施設等利用給付の月額上限 42,000 円との差額 2,000 円分について、病児保育の利用料として給付手続きが可能 ※病児保育の利用が 2 回あった場合、2,000 円×2 回分=4,000 円 1 回分の 2,000 円まで給付可能 <p>② 多摩市病児・病後児保育負担軽減事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非課税世帯のため、上記の計算方法により残りの 1 回分 2,000 円の差額について、病児・病後児保育負担軽減事業補助金の補助対象のため、実支払額は 0 円となる <p>【保護者へ返還される額】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">子育てのための施設等利用給付 42,000円</td> <td style="padding: 5px;">病児・病後児保育負担軽減補助金 2,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">合計 44,000円</td> </tr> </table>	認可外保育施設保育料 40,000円	病児保育利用料 4,000円(2回分)	合計 44,000円		子育てのための施設等利用給付 42,000円	病児・病後児保育負担軽減補助金 2,000円	合計 44,000円	
認可外保育施設保育料 40,000円	病児保育利用料 4,000円(2回分)								
合計 44,000円									
子育てのための施設等利用給付 42,000円	病児・病後児保育負担軽減補助金 2,000円								
合計 44,000円									